

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年 6月20日(月)

## 今週のことば

### 全国旅行支援

政府は、状況を見極めた上で7月前半から全国を対象に観光需要喚起策を実施。旅行代金の40%割引（交通付8千円、その他5千円が上限）と地域クーポン券を付与。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/20(月) 友引

21(火) 先負 夏至

22(水) 仏滅 参院選公示(投開票7月10日)

23(木) 大安 沖縄慰霊の日、EU首脳会議

24(金) 赤口 5月の消費者物価指数

25(土) 先勝

26(日) 友引 国連憲章調印記念日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/13(月)	26,987 ▼837	134.59 ▼1.00
14(火)	26,630 ▼357	134.42 △0.17
15(水)	26,326 ▼304	134.70 ▼0.28
16(木)	26,431 △105	134.22 △0.48
17(金)	25,963 ▼468	134.27 ▼0.05

## 通常国会で4月以降に成立した主な改正法等

閉会した第208回通常国会において、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです。

◎**経済安全保障推進法**……\* 国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資（半導体や医薬品など）の安定供給を確保する措置を整備、\* サイバー攻撃等に備え基幹インフラ（電気・ガス・水道等）が導入する重要設備を事前に審査する、など。

◎**消費者契約法等の改正**……\* 契約を取り消すことができる不当な勧誘行為に、「勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘」や「威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害」などを追加、\* 解約料の算定根拠の概要説明や、契約の解除に必要な情報提供等を事業者の努力義務に追加、など。

◎**民事訴訟法等の改正**……\* 訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化、ウェブ会議を活用した口頭弁論など民事裁判手続のIT化、\* 当事者の申出により一定期間内に審理を終えて判決の言渡しをする「法定審理期間訴訟手続」の創設、など。

◎**刑法等の改正**……\* 懲役及び禁錮を廃止して「拘禁刑」を創設、\* インターネット上の誹謗中傷対策のため侮辱罪の法定刑を上げる、など。

◎**道路交通法の改正**……\* 電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」とし、運転免許不要でヘルメット着用は努力義務とする（16歳未満は運転禁止）\* 運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録できるようにする、など。

◎**建築物省エネ法等の改正**……全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける、など。

◎**旅券法の改正**……一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出等をオンライン化する、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201523

## 令和3年度における査察調査（マルサ）

査察調査は一般の税務調査と異なり、大口・悪質な脱税者に対して、国税査察官（いわゆるマルサ）が刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁が公表した「令和3年度査察白書」によると、令和3年度に処理した事案は103件で、脱税額の総額は約102億円（1件あたり9900万円）でした。そのうち検察庁に告発した件数は75件（告発率72.8%）となっています。

なお、告発した事案には、架空の課税仕入れを装う方法で控除対象仕入税額を過大に計上した消費税の不正受還付事案や、内容虚偽の帳簿を作成するなどの方法で所得を秘匿した無申告ほ脱事案などがあります。

## 国税に関する処分に不服がある場合

税務署長等が行った国税に関する処分に不服がある場合は、税務署長等に対する「再調査の請求」や、国税不服審判所長に対する「審査請求」により処分の取消しや変更を求めることができます（なお不服がある場合は裁判所に「訴訟」を提起）。

令和3年度に処理された「再調査の請求」のうち、納税者の主張が一部でも受け入れられた割合は6.9%（1198件のうち83件）でした。また、「審査請求」については、13.0%（2282件のうち297件）となっています。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 第208回通常国会で4月以降に成立した主な改正法等の概要

## ◆経済安全保障推進法

- ・国民の生存に必要な不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、安定供給確保が特に必要な物資を「特定重要物資」として指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるときは政府が更なる対策を講じる制度を創設。
- ・基幹インフラ（電気・ガス・水道等）の重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度を創設。
- ・先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。
- ・安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。
- ・一部を除き、公布の日（令和4年5月18日）から9ヵ月以内の政令で定める日から施行。

## ◆消費者契約法等の改正

- ・契約（意思表示）を取り消すことができる不当な勧誘行為に、\*勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘、\*威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害などを追加。
- ・無効とする消費者契約の条項に、不明確な一部免責条項を追加。
- ・事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて、解除権の行使に関して必要な情報を提供すること及び解約料の算定根拠の概要を説明すること等を規定。
- ・一部を除き、公布の日（令和4年6月1日）から1年を経過した日から施行。

## ◆民事訴訟法等の改正

- ・オンラインによる訴えの提起、訴訟記録の電子化、ウェブ会議を活用した口頭弁論期日等の民事裁判手続のIT化を行う。
- ・当事者の申出により、手続を開始した期日から6ヵ月以内に審理を終えるとともに、審理の終結から1ヵ月以内に判決の言渡しをする制度を創設（消費者契約に関する訴え等を除く）。
- ・犯罪被害者等の氏名等を相手方に秘匿することができる制度を創設。
- ・原則、公布の日（令和4年5月25日）から4年以内の政令で定める日から施行。

## ◆刑法等の改正

- ・刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講じる。
- ・近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑について「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に上げる。
- ・公布の日（令和4年6月17日）から3年以内の政令で定める日から施行。ただし、侮辱罪の法定刑引上げは公布の日から20日を経過した日から施行。

## ◆道路交通法の改正

- ・運転者がいない状態での自動運転（レベル4相当）に係る許可制度を創設。
- ・最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両（電動キックボード等）を「特定小型原動機付自転車」とし、運転免許は不要（16歳未満は運転禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- ・運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- ・公布の日（令和4年4月27日）から1年以内の政令で定める日から施行。ただし、特定小型原動機付自転車は公布の日から2年以内、免許情報の個人番号カードへの記録は公布の日から3年以内の政令で定める日から施行。

## ◆建築物省エネ法等の改正

- ・建築物分野における省エネ対策を加速するため、\*全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け（現行は中大規模の非住宅）、\*トップランナー制度（大手事業者による段階的な性能向上）の拡充、\*省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度の創設などを実施。
- ・一部を除き、公布の日（令和4年6月17日）から3年以内の政令で定める日から施行。

## ◆旅券法の改正

- ・一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出、渡航書の発給申請をオンライン化する。
- ・旅券の査証欄の増補を廃止し、旅券の査証欄に余白がなくなったときに、より低額な費用で新たに一般旅券を発行できるようにする。
- ・公布の日（令和4年4月27日）から1年以内の政令で定める日から施行。